

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 3 月 18 日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター  
院長 宗 像 博 美

### 1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名  
院外滅菌消毒業務
- (2) 調達案件の仕様等  
仕様書による
- (3) 履行期限（期間）  
平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日（1 年間）
- (4) 履行場所  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター
- (5) 入札方法
  - ①入札者が提出する入札書は、調達案件にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。
  - ②第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

### 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しないものであること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の A、B 等級又は C の等級に格付けされ、関東甲信越地域の参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去 3 年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは、経営状況又は信用度が極度に悪化したものなどについては、競争に参加させないことがある。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険
  - ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ③船員保険

- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前前年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

### 3、競争参加資格の提出場所、契約条項を示す場所・入札説明書の配布方法及び問合せ先

- (1) 競争参加資格の提出場所、契約条項を示す場所・入札説明書の配布方法及び問合せ先

〒331-8625 埼玉県さいたま市北区盆栽町 453  
さいたま北部医療センター 経理施設課  
電話 048-663-1671 F A X 048-663-0058

- (2) 競争参加資格提出期限

平成 27 年 3 月 25 日 (水) 12 : 00

- (3) 質問の受付及び回答

①平成 27 年 3 月 24 日 (火) 16 時 00 分までに質問書(任意様式)を直接提出すること。メール・電話等は受付けない。(担当者名、電話番号、F A X 番号を記載のこと。)

②提出場所 当院経理施設課

- (4) 入札説明書の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。(名刺持参のこと)

### 4、競争入札執行等の場所及び日時

- (1) 入札日時及び場所

平成 27 年 3 月 26 日 (木) 11 時 30 分 小会議室 2  
(入札書は当日持参すること。)

### 5、その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

- (2) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格審査結果通知書の写し及び必要書類を受領期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記照明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」

- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務取扱細則第 34 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行なった入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した

価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行なうことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。